

# 特定建設作業実施届出書

年 月 日

(あて先)

浜松市長 中野 祐介

住所  
届出者

氏名

[法人にあってはその  
名称及び代表者氏名]

特定建設作業をするので

騒音規制法 第14条第1項(第2項[災害等])  
振動規制法 第14条第1項(第2項[災害等])  
静岡県生活環境の保全等に関する条例 第71条第1項[騒音](第2項[災害等])、  
第88条第1項[振動](第2項[災害等])

の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	
建設工事の目的に係る 施設又は工作物の種類	
特定建設作業の種類	別紙のとおり
特定建設作業に使用される騒音規制法 施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、 静岡県生活環境の保全等に関する条例 施行規則別表第11及び別表第16に 規定する機械の名称、型式及び仕様	
特定建設作業の場所	
特定建設作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日 日間
特定建設作業の開始 及び終了の時刻	作業開始(自時) 作業終了(至時) 作業日 実働時間(時間)
騒音・振動の防止の方法	
発注者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	氏名又は名称 住所 法人にあっては 代表者の職・氏名 電話番号
届出者の現場責任者の 氏名及び連絡場所	氏名 電話番号
下請負人が特定建設作業を実施 する場合は当該下請負人の氏名 又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	氏名又は名称 住所 法人にあっては 代表者の職・氏名 電話番号
下請負人が特定建設作業を実施 する場合は当該下請負人の 現場責任者の氏名及び連絡場所	氏名 電話番号

備考1 ※印の欄には、記入しないこと。

- 2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第11及び別表第16に掲げる作業の種類を記載すること。
- 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えない。
- 5 添付書類 (1)当該作業の場所の付近の見取り図  
(2)当該作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で当該作業の工程を明示したもの。
- 6 届出書を代理者名をもって提出する場合にあっては、代表者の職、氏名を併記し、委任状を添付すること。

※受理年月日 ※審査結果

--	--

別紙

《特定建設作業の種類》 (該当する作業名の番号に○印を記入してください。)

	○印	特定建設作業名	備考	受付番号
騒音に関する特定建設作業	一	・くい打機を使用する作業	・もんけん(人力によるもの)を使用する作業を除く。 ・アースオーガーと併用する作業を除く。	
		・くい抜機を使用する作業		
		・くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を使用する作業を除く。	
	二	・びょう打機を使用する作業		
	三	・さく岩機を使用する作業	・作業地点が連続移動する作業であって、1日の移動範囲が50mを超えるものを除く。	
	四	・空気圧縮機を使用する作業	・さく岩機の動力として使用する作業を除く。 ・原動機として電動機を用いるものを除く。 ・原動機の定格出力が15キロワット未満のものを除く。	
		・コンクリートプラントを設けて行う作業	・混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 未満のものを除く。 ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。	
	五	・コンクリートプラントを設けて行う作業		
		・アスファルトプラントを設けて行う作業	・混練機の混練重量が200kg未満のものを除く。	
	六	・バックホウを使用する作業	・環境大臣が指定するもの及び原動機の定格出力が80キロワット未満のものを除く。	
七	・トラクターショベルを使用する作業	・環境大臣が指定するもの及び原動機の定格出力が70キロワット未満のものを除く。		
八	・ブルドーザーを使用する作業	・環境大臣が指定するもの及び原動機の定格出力が40キロワット未満のものを除く。		
振動に関する特定建設作業	一	・くい打機を使用する作業	・もんけん(人力によるもの)を使用する作業を除く。 ・圧入式くい打機を使用する作業を除く。	
		・くい抜機を使用する作業	・油圧式くい抜機を使用する作業を除く。	
		・くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を使用する作業を除く。	
	二	・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		
	三	・舗装版破碎機を使用する作業	・作業地点が連続移動する作業であって、1日の移動範囲が50mを超えるものを除く。	
	四	・ブレーカーを使用する作業	・手持式のものを使用する作業を除く。 ・作業地点が連続移動する作業であって、1日の移動範囲が50mを超えるものを除く。	

騒音規制法及び振動規制法の指定地域外は静岡県生活環境の保全等に関する条例により対象となります。

参考

## 解体等工事事前チェックシート

※特定建設作業実施届出書を提出する際に添付してください。

- 1 当該工事は、建築物、工作物の解体、改造又は補修に該当するか？  
 はい       いいえ（以下、記入不要）
- 2 石綿含有建築材料の有無の事前調査を実施したか？  
 はい       これから       調査対象外（以下、記入不要）

調査対象外となるものは、マニュアルを参照してください。  
右のQRコードからマニュアル抜粋（調査対象外）ページが確認できます。



- 3 工事対象の建築物、工作物の竣工年度はいつか？  
昭和 ・ 平成 ・ 令和      年       不明
- 4 発注者へ石綿含有建築材料の有無の事前調査結果を書面で説明したか？  
 はい       これから

工事着工前までに書面で説明してください。届出対象の特定建築材料がある場合は、作業開始の14日前までに届出事項についても説明してください。

- 5 市へ石綿事前調査結果の報告をしたか？  
 はい       これから       報告対象外

報告対象とは、建築物にあつては、床面積80m<sup>2</sup>以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事、また、工作物にあつては、請負金額100万円以上の解体・改修工事のうち指定された工作物です。石綿の有無に関わらず報告する必要があります。

- 6 以下の注意事項を確認してください。  
 確認しました

### 【注意事項】

- ①石綿事前調査  
解体改修等工事においては、事前調査が終了するまで工事に着手できません。  
工事の対象となるすべての建築物・工作物の調査を行い、調査記録を作成してください。
- ②市等への事前調査結果報告  
報告対象の工事においては、市等への報告が完了するまで工事に着手できません。  
調査の結果は、石綿含有の有無に関わらず報告が必要です。  
報告を行わず工事に着手した場合、罰則があります。
- ③記録の保管  
事前調査記録及び発注者への報告書（写）は、工事終了後3年間は会社等へ保管してください。特定建築材料が使用されている場合、作業計画及び作業記録を作成し、工事期間中は現場へ、工事完了後3年間は会社等へ保管してください。
- ④掲示板の設置  
工事期間中は、周辺住民から見やすい場所へ事前調査結果等を掲示してください。
- ⑤作業基準  
特定建築材料が使用されている場合、作業基準を遵守してください。  
また、作業終了後は、必要な知識をもった者による確認を行い、発注者へ書面で報告を行ってください。報告書（写）は、工事終了後3年間、会社等へ保管してください。

## 参 考 事 項

### 1. 本届出に関する問い合わせ先(届出をした会社の問い合わせ先)

担 当 者 名		法 人 名	届出者と同じ
電 話 番 号		所 属 ( 部 署 名 )	

### 2. 当該届出を提出した者(窓口を持参した者もしくは発送した者)

該当に○を付けること:                    1 と同じ ・ その他(以下に記載)			
担 当 者 名		法 人 名	
電 話 番 号		所 属 ( 部 署 名 )	

市記入欄

--